

令和8・9年度

福岡地区水道企業団

競争入札参加資格審査申請要領

(追加申請)

【 委 託 】

受付期間

令和8年 2月20日（金）から

令和8年 3月23日（月）まで

令和8・9年度において、福岡地区水道企業団が行う委託の競争入札に参加を希望する方は、競争入札参加資格申請書及び必要な書類を提出してください。

「工事」、「物品・リース」を希望される方は、

それぞれ申請が必要です。

【目次】

はじめに	1
1. 競争入札参加者に必要な資格	2
(1) 競争入札参加者に必要な資格	2
(2) 競争入札に参加するために必要な資格	2
(3) 暴力団排除策の強化について	2
2. 申請区分業種等	5
3. 申請に必要な書類(提出書類)	6
(1) 指定様式	
① 必ず提出が必要な書類	6
② 該当する方のみ提出が必要な書類	6
(2) 添付書類	
① 必ず提出が必要なもの	6
② 該当する方のみ提出が必要なもの	7
4. 各様式の記入要領等	8
5. 継続申請者の変更届について	11
6. 注 意 事 項	12
7. 競争入札参加資格の認定	
(1) 書類の受理	13
(2) 資格の認定	13
8. 競争入札参加資格審査申請方法	14
9. 問い合わせ先等	14

<別表>

◦ 申請要領記入例(ク)営業にかかる登録・許可証・証明書の写し	15
◦ 申請要領記入例【様式9】委託業務実績表	17
◦ 申請要領記入例【様式10-1】、【10-2】技術者名簿	19
◦ 財務諸表参考資料	23
◦ 申請区分業種 分類表(委託)	24

はじめに

本書は、令和８・９年度 福岡地区水道企業団競争入札参加資格申請（追加申請）において「委託」を希望する方を対象とした要領です。

本書に基づく申請により、競争入札参加資格の認定を受け「令和７・８・９年度競争入札有資格者名簿」（通称「登録業者名簿」）に登載された方は、**令和８年８月１日から令和１０年７月３１日まで**の間に公告または指名がなされる入札について、参加資格を有します。

◎追加申請における注意事項

☆ 令和７年８月１日現在、登録業者名簿に登載されていない申請区分（※）について申請することができます。

**△注意：すでに名簿登載されている申請区分の業種や希望順位などを
変更することはできません。**

※）申請区分とは

「工事」、「委託」、「物品・リース」の区分をいいます。

対象となる追加申請

■ 令和７年８月１日現在の登録業者名簿において、すべての申請区分に登載されていない方の申請

■ 令和７年８月１日現在の登録業者名簿に登載されている方のうち、
名簿登載されていない申請区分の申請
（例）「委託」に名簿登載されている方は、「工事」「物品・リース」に
申請することができます。

⇒ 本要領において「継続申請」という。

☆ **令和７年度以降**の登録から、申請区分業種ごとに「委託種目」を設定していますので、**希望する委託種目を必ず選択してください。**

1. 競争入札参加者に必要な資格

(1) 競争入札参加者に必要な資格

競争入札に参加するために必要な資格は下記(2)のとおりです。

なお、本要領に基づく競争入札参加資格審査申請において、申請書類中の重要な事項について虚偽の記入をした者、重要な事実について記入しなかった者、不正な手段により競争入札参加資格の認定を受けたと認められる者及び経営状況が著しく不健全であること又は競争入札参加者としてふさわしくない事実が審査の過程等で判明した者については、不認定又は認定の取り消しを行うことがあります。

本企業団への競争入札参加資格審査申請を行う方については、このことを承諾したものとして審査を行うこととします。

(2) 競争入札に参加するために必要な資格

- ア. 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- イ. 福岡地区水道企業団競争入札参加停止等措置要領別表第3に該当する者でないこと。
- ウ. 市町村税を滞納していない者であること。
- エ. 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- オ. 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- カ. 営業に関し法律上必要とする資格を有している者であること。

(3) 暴力団排除策の強化について

本企業団では、福岡県暴力団排除条例等の施行に伴い、公共調達からの暴力団排除策の強化に努めています。

その一環として、競争入札参加資格審査申請時に、代表者（個人事業主を含む）、役員（※注1）及び支店等に委任する場合の支店長等（以下「代表者等」という。）の氏名、氏名のフリガナ、生年月日を所定の様式で提出していただきます。（※注2）。

関係する提出様式にもれがないよう確認してください。また、申請及び認定後に代表者等に変更が生じた場合は、変更した代表者等の氏名、氏名のフリガナ、生年月日について変更届を提出してください。

※注1 役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう（監査役、監事、合資会社の有限責任社員、事務局長などは含まない。）。

※注2 代表者（個人事業主を含む）、役員及び支店等に委任する場合の支店長等の氏名、氏名のフリガナ、生年月日は、本企業団の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用します。なお、代表者の役職・氏名及び支店等に委任する場合の支店長等の役職・氏名はホームページで業者情報として公表します。

【参考 1】地方自治法施行令

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者（※注 4）
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

※注 4 能力を有しない者とは、成年被後見人、被保佐人、被補助人で契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた者及び未成年者で営業の許可を受けていない者をいう。

【参考 2】福岡地区水道企業団 競争入札参加停止等措置要領

別表第 3 入札参加資格の取り消し基準

措 置 要 件

- 1 役員等（役員等として登記又は本企业団若しくは関係機関に届出がされていないが、経営に事実上参加している者を含む。）が暴力団の構成員等であるとして、福岡県警察本部から通知があり、契約の相手方として不適当であると認められるとき。
- 2 次の各号に該当するとして、福岡県警察本部から通知があり、役員等が禁こ以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは暴対法、刑法、暴力行為等処罰に関する法律若しくは福岡県暴力団排除条例等の規定により罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められるとき。
（次の各号に該当する事実と当該容疑又は当該刑の対象となった行為との関連性を認めることが相当である場合に限る。）
 - ア 暴力団等に対して、資金的援助又は便宜供与をしたとき。
 - イ 構成員等であることを知りながら、その者を雇用し若しくは使用しているとき。
 - ウ 暴力団等であること又は構成員等が経営に事実上参加していることを知りながら、その者と下請契約若しくは資材、原材料等の購入契約を締結したとき。
 - エ 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団等を利用したとき。
 - オ 役員等又は使用人が個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団等を利用したとき、又は暴力団等に資金的援助若しくは便宜供与をしたとき。
 - カ 役員等又は使用人が、暴力団等と密接な交際又は社会的に非難される関係を有しているとき。

2. 申請区分業種等

申請区分業種及び委託種目は 24～26 ページの 別表「申請区分業種分類表（委託）」のとおりです。希望する申請区分業種を選択し、申請区分業種ごとの履行可能な委託種目を申請してください。

＜注意事項＞

- ・ 申請受理後は、申請区分業種・委託種目の変更はできませんので、十分確認のうえ申請してください
(今回の登録の有効期限 令和10年7月31日まで変更できません)
- ・ 一般競争入札については、個別に当該入札に係る資格要件を定めることがありますので、入札に参加できない場合があります。
- ・ 指名競争入札については、福岡地区水道企業団の指名基準に基づき入札参加者の選定を行いますので、入札参加資格の認定を受けても必ずしも指名があるとは限りません。

(1) 申請区分業種

- ▼ 24～26 ページの別表 申請区分業種 17 種から希望する業種を申請（1 位から 3 位まで申請可）してください。
- ▼ 別表「申請区分業種分類表（委託）」に記載のない業種は、本要領に基づく申請の必要はありません（登録業者名簿の対象外となります）。

(2) 委託種目

- ▼ 希望する申請区分業種について、別表「申請区分業種分類表（委託）」で委託種目を確認し、履行可能な委託種目をすべて選択してください。
- ▼ なお、申請した委託種目は、別途提出する「委託業務実績表」（様式 9）に履行実績の有無をすべて記載してください。

3. 申請に必要な書類

(1) 指定様式

① 必ず提出が必要な書類

【様式 1】令和 8・9 年度競争入札参加資格審査申請書（委託）

【様式 2】競争入札参加資格審査調書（委託）（追加）

【様式 3】使用印鑑届（委託）

【様式 4】代表者・役員等情報 届出書

【様式 5】誓約書

【様式 9】委託業務実績表（委託）

【様式 10-1】技術者名簿（設備設計以外）

【様式 10-2】技術者名簿（設備設計）

【様式 16】提出書類一覧表（委託）

② 該当する方のみ提出が必要な書類

【様式 6】申立書（個人の場合）

【様式 7】委任状

【様式 8】支店・営業所等概要調書

【様式 11】許可・免許等一覧表（委託）

【様式 12】設計調査等の実績調書（※No. 1、No.2 を両面印刷してください）

【様式 13】清掃・警備業者調書

【様式 14】財務諸表（個人用）

【様式 15】理由書（財務諸表が提出できない場合）

(2) 添付書類

① 必ず提出が必要なもの

▼ 各公的機関発行の証明書等（令和 8 年 1 月 1 日以降発行のもの）

※原本を提出してください。コピーは不可。

※発行日が令和 7 年 12 月 31 日以前のもは、一切、受理できません。

(ア) 登記事項（全部）証明書（法人の場合）

(イ) 身分証明書（個人の場合）

本籍地の市町村で発行のもの

(ウ) 市町村税を滞納していないことの証明書

支店等への委任を「行わない場合は本店」、「行う場合は当該支店等」の所在地市区町村発行の証明書

なお、市町村が「滞納がないことの証明書」を発行していない場合は、滞納がないことを確認できる証明書（納税証明書等、直近 2 年分）を提出してください。（地方税法の規定による徴収猶予を受けている場合はその証明書）

(エ) 消費税及び地方消費税納税証明書

- ・ 本社所在地の所轄の税務署発行の証明書
- ・ 証明書の種類は「納税証明書（その３）」を選択してください。
（「その３の２」、「その３の３」でも可）。
- ・ **電子納税証明書(PDF)で交付されたものは印刷したものを提出してください。**

(オ) 返信用はがき

申請受付の受理又は不受理の通知のために必要ですので、**85円切手を貼付**し、はがきの表面に返送先を記入のうえ、提出してください。（裏面は企業団で印刷するので白紙であること）

(カ) 返信用封筒

認定書を送付する返信用封筒（長形３号封筒）に申請者の所在地、会社名等を記入のうえ、**110円切手を貼付**して申請書類と同時に提出してください。

② 該当する方のみ提出が必要なもの

(キ) 財務諸表 （ 直近決算２年分 ）

「法人」の場合は、以下の書類を提出してください。

- ・ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書

「個人」の場合は、23 ページの参考資料に基づき、【様式 14】を作成してください。提出できないときは【様式 15】理由書を提出してください。

(ク) 営業にかかる登録・許可証・証明書の写し

関係官庁への許可、認可、登録等を必要とする業種は必ず提出してください。

〔 建築設計、構造計算、測量、屋外看板標識製作設置、警備、不動産鑑定、登記手続等、運送は必須提出書類があります。 〕

証明書を提出する場合は、令和８年１月１日以降発行のもの(写し可)を提出してください。

届出書を提出する場合は受付印の押印があるものを提出してください。

有効期限のあるものについては、有効期限内のものを提出してください。

「【様式 13】清掃・警備業者調書」の「業務の登録許可、認定及び届出」欄に記入したものについても提出が必要です。

15 ページ～16 ページを確認してください。

(ケ) 現況報告書の写し等

以下の登録を行っている場合は、当該登録を証する書類（通知書等）の写しと当該登録規程に基づく現況報告書（直前の決算１年度分）の写しを提出してください。

- ・ **建設コンサルタント登録規程による登録の方**で、区分「**土木設計**」で登録申請の場合
- ・ **地質調査業者登録規程による登録の方**で、区分「**地質調査**」で登録申請の場合

・補償コンサルタント登録規程による登録の方で、区分「補償コンサルタント」で登録申請の場合

4. 各様式の記入要領等

<共通>

- ① 各様式中の登録番号欄は、空白のままで提出してください。
- ② 希望する申請区分業種及び委託種目は、別表「申請区分業種分類表(委託)」の申請区分業種及び委託種目から選んでください。

【様式1】令和8・9年度競争入札参加資格審査申請書（追加）

- ① 実際に当企業団と取引を行う店舗の所在地（本店の場合は、登記簿に登載されているところ。支店・営業所等の場合はその所在地）、個人にあっては現に営業しているところを公称町名で記入してください。
- ② 商号又は名称は、実際に当企業団と取引を行う店舗（本店の場合は、登記簿に登載されているところ。支店・営業所等の場合はその名称）を記入し、「【様式3】使用印鑑届」と同一のものを押印してください。
- ③ 書類内容が説明できる担当者の氏名、問合せ先を明記すること。

【様式2】競争入札参加資格審査調書（委託）（追加）

▼「【様式2】競争入札参加資格審査調書（委託）」は必ず両面印刷してください。

▼作成上の注意事項などは次のとおりです。

- ① 「本店」欄は、登記簿に登載されている記載事項と同一であること。
- ② 「支店・営業所等」欄は、「【様式7】委任状」を提出して当企業団との取引を支店長、営業所長など代理人に行わせるときのみ記入してください。
- ③ 営業年数は、実営業年数（休業期間は含まない）を記入してください。
- ④ 「希望申請区分業種及び委託種目」欄は、次の点に留意し記入してください。
 - （ア）「入札参加希望申請区分業種」の欄は、別表「申請区分業種分類表（委託）」を参照のうえ、入札参加の希望順位第1位から順次記入してください。
（入札参加の希望順位第3位まで記入可）
 - （イ）「委託種目」の欄は、別表「申請区分業種分類表（委託）」の各業種に設定された委託種目及び委託種目に対応するアルファベットを記入してください。
- ⑤ 「登録事業名」等の欄については、登録又は許可を要する事業について登録番号等を記入してください。

なお、希望種目に関係する登録等又は許可を要する事業が記載されていない場合は、空白部分に登録事業名を記入し、登録番号等を記入してください。

- ⑥「種目内容」欄については、建築設計、設備設計、土木設計、測量、地質調査のいずれかを希望する者のみ、各々の専門部門に「○印」で表示してください。
- ⑦「職員数」「種目別業務実績高」「自己資本の額」「経営状況」「営業年数」欄は、財務諸表その他関係書類から抽出し、記入にあたっては次の点に留意してください。
- (ア) 種目別業務実績高は希望する申請区分業種別に記入してください。
- (イ) 決算額は、1年度分（12ヵ月分）を年度別に記入してください。
- (ウ) 技術職員の内訳は、一人で複数の資格を有する方がいるときは該当する技術者欄に延人員数を記入してください。

【様式3】使用印鑑届

- ① 本店の所在地、商号又は名称、代表者の役職名・氏名を記入してください。
- ② 使用印鑑は企業団との取引に使用する印鑑を鮮明に押印してください。
- ③ 必ずしも実印でなくてもよいが、法人の場合は商号、役職名が含まれた印鑑が望ましい。個人の場合は、代表者の印鑑を使用印鑑としてください。
- なお、法人・個人ともに会社印（会社名のみの印）は使用できません。
- ④ 「【様式7】委任状」を提出する方は、委任状の代理人の印鑑と同一であること。
- なお、商号、役職名が含まれた支店長等の印を使用印鑑とすることが望ましい。

【様式4】代表者・役員等情報 届出書

代表者・役員等の氏名等を記入してください。

なお、「【様式7】委任状」を提出する方は、支店長、営業所長などの代理人の氏名等の記入も必要です。

【様式5】誓約書

本店の所在地、商号又は名称、代表者の役職名・氏名を記入、印鑑は代表者の実印を使用してください。

【様式6】申立書

個人の場合は提出が必要、法人の場合は提出不要です。

代表者の実印を押印してください。

【様式7】委任状

- ① 当企業団との取引を代理人（支店長、営業所長等）に行わせる場合に提出してください。

ただし、代理人の指定は委任状に記載の全ての委任事項を委任できる場合のみです。（一部事項のみの委任は認めていません。）

委任期間は令和10年7月31日までとなります。

なお、登録後（令和８年８月１日以降）に代理人の変更が可能です。

（変更届の提出が必要です。）

- ② 代理人の氏名は、以下の書類の「代理人氏名」欄と一致すること。

「【様式２】競争入札参加資格審査調書」の「支店、営業所等」の「代理人
役職・氏名」

- ③ 「【様式４】代表者・役員等情報届出書」に、代理人氏名等の記入も必要です。

【様式８】支店・営業所等概要調書

支店・営業所等での取引を希望する場合は提出してください。

支店・営業所等の業務に関する事項のみを記入してください。

【様式９】委託業務実績表（委託）

17 ページ～18 ページを確認のうえ、記載例を参考に記入してください。

希望する業種に関わらず、希望順位ごとに作成してください。

【様式 10－１】技術者名簿（設備設計以外）

【様式 10－２】技術者名簿（設備設計）

- ① 19 ページ～22 ページを確認のうえ、記載例を参考に記入してください。

なお、指定様式の全項目が記載されていれば、任意の様式でも結構です。

ただし、【様式 10-1】【様式 10-2】を表紙として添付（氏名欄には「別紙のとおり」と記入）し、申請区分ごとも技術者の内容・人数が明確になるようにしてください。

- ② 提出日現在で在職している技術者について記入してください。

免許や資格者証等の添付は不要です。

- ③ *構成市町に本社又は主たる事業所を有する場合は、現在所属する技術者全員を記入してください。（*構成市町・・・12 ページ(8)を参照）

- ④ *構成市町に本社又は主たる事業所を有しない場合は、福岡地区水道企業団発注の委託(業務)に従事可能な技術者(他社の技術者を含まず。)を記入してください。

※ 技術者は、有資格者及び実務経験者を記入してください。

【様式 11】許可・免許等一覧表（委託）

「【様式 7】委任状」を提出し取引を代理人に委任する法人の場合、証明書等は代理人のものが必要なものがありますので、ご注意ください。

有効期限があるものは、有効期限を記入してください。

（有効期限が無いものは、有効期限欄は空白のままにしてください。）

【様式 12】 設計調査等の実績調書

「土木設計」を希望される方で水道事業に関する実績が有る方は提出してください。
原則として、上水道事業に関する実績のうち比較的高位のものについて記入してください。

※ 全ての業務区分で実績がない場合は、「上水道開削設計」の「業務名称」の欄に「実績なし」と記入してください。

【様式 13】 清掃・警備業者調書

「清掃（「建築物ねずみ昆虫等防除」を含む）」・「警備」のいずれかで登録を希望する者は、提出してください。

注意書きのとおりに入力してください。

なお、該当業務の登録許可、認定及び届出についての証明等の写しを提出してください。

【様式 14】 財務諸表（個人用）

「個人」の場合は、23 ページの参考資料に基づき作成してください。

【様式 15】 理由書（財務諸表が提出できない場合）

個人の場合で、【様式 14】財務諸表（個人用）が提出できないときは提出が必要です。

【様式 16】 提出書類一覧表

提出する書類にチェックをして提出してください。

5. 継続申請者の変更届について

現在の登録内容に変更（申請区分の追加申請を除く）がある方は、資格審査申請前までに変更届を提出してください。

6. 注 意 事 項

- (1) 書類は、楷書で明確に記入してください。
- (2) 提出書類に不備や不足がある場合は、個別に連絡します。速やかに修正してください。
なお、修正がなされない場合は「申請不受理」の取扱いとします。
- (3) 作成する書類は、全て上下左右15mm以上の余白をあけてください。
- (4) 提出書類は3.(1)「指定様式」(2)「添付書類」の記号番号順に、とじひもで、縦長左とじにしてください。
指定様式【様式1】→【様式2】→【様式3】・・・【様式12】→【様式16】
添付書類【添付ア】→【添付イ】→【添付ウ】・・・【添付ク】→【添付ケ】
ただし、3.(2)「添付書類」の【添付オ】返信用はがき、【添付カ】返信用封筒はとじ込まないでください。
- (5) 申請書類の提出後、その記入事項に変更があったときは、必要書類を添付のうえ速やかに手続してください。
- (6) 「工事」「委託」「物品・リース」に区分して受付けるので、希望に合わせてそれぞれ申請してください。
- (7) 申請する登録区分（工事、委託、物品・リース）が複数ある場合、いずれかの1つの登録区分に登録事項証明書や納税証明書等の原本（1通）を添付し、その他の登録区分は、原本の代わりにコピーを添付することができます。

【例】 ＜「委託」と「物品・リース」の申請をする場合＞

委託の提出書類に証明書等の原本を添付し、物品の提出書類には証明書等のコピーを添付。

ただし、【様式1】申請書の「登録確認」欄に申請の有無を記載してください。

- (8) 構成市町とは、福岡地区水道企業団の構成団体のことであり、次の団体をいいます。
①福岡市 ②大野城市 ③筑紫野市 ④太宰府市 ⑤古賀市 ⑥糸島市
⑦宇美町 ⑧志免町 ⑨須恵町 ⑩粕屋町 ⑪篠栗町 ⑫新宮町 ⑬久山町
⑭春日那珂川水道企業団（春日市、那珂川市）⑮宗像地区事務組合（宗像市、福津市）
- (9) 申請書類等において虚偽の内容を記入、又は重要な事実について記入しない等の不誠実な者については不認定とすることがあります。
- (10) 競争入札参加資格の認定を受けていても入札の指名がない場合もあります。
- (11) 申請内容に虚偽記載等があることが判明した場合は、競争入札参加資格の認定を取り消すことがあります。

7. 競争入札参加資格の認定

資格の認定は、令和8年8月1日付けで行います。

(1) 書類の受理

申請書等の必要書類（添付書類を含む）が全て揃っていることが確認できた場合に、受付通知票を郵送します。

8. ④に記載の補正の期限を過ぎても、なお必要書類が不足している場合は不受理扱いとなり、審査ができません。この場合は不受理通知票を送付します。

受付通知票又は不受理通知票の郵送日は申請状況によりそれぞれ異なります。

最も遅い場合、発送は5月末となる予定です。

(2) 資格の認定

入札参加資格の審査を行い、合格した場合に競争入札有資格者名簿に登載し、競争入札参加資格認定書を郵送します。

審査の結果、不合格の場合は不認定の通知を郵送します。

なお、いずれの場合も発送は7月下旬の予定です。

8. 競争入札参加資格審査申請方法

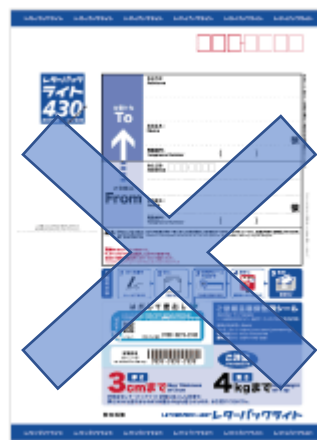
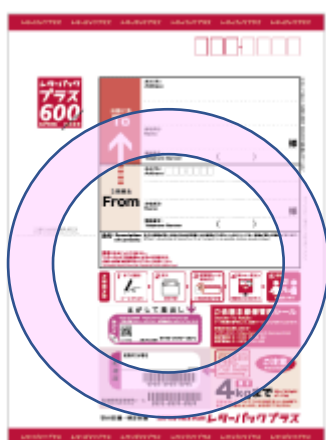
① 郵送受付期間

令和8年2月20日（金）～令和8年3月23日（月）
（当日消印有効）

② 郵送方法

郵送は、「郵便局による一般書留又は簡易書留郵便が付加された通常郵便物など引き受け及び配達記録が残る郵便物又は総務省に認可を受けた民間事業者の行う書留サービスが付加された信書便その他の引受及び配達記録が残る信書便」を用いてください。

（レターパックプラス（600円）は可、レターパックライト（430円）は不可）



（日本郵便(株)ホームページより）

③ 郵送先

〒815-0031 福岡市南区清水四丁目3番1号
福岡地区水道企業団 財務課 登録審査担当

④ 提出書類の修正・追加等（以下「補正」という。）の期限

令和8年4月30日（木）

9. 問い合わせ先等

- 期 間 令和8年2月20日（金）～令和8年3月23日（月）まで
（土・日・祝日を除く）
- 時 間 9時30分から17時まで（12時から13時までを除く）
- 連絡先 〒815-0031 福岡市南区清水四丁目3番1号
福岡地区水道企業団 財務課 登録審査担当
電 話（092）552－1998
FAX（092）552－1729